

令和3年1月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和3年1月12日 火曜日 午後3時00分から午後4時21分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	岡田 龍男	
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄	
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	7番	荒松 将志	14番	川上 英章	
	8番	金本 常由	15番	小原 進	

4 欠席委員 (1名) (推委6番 鳥橋 千廣)

5 遅刻委員 (2名) (農委1番 前田 繁昌、農委2番 石原 文義)

6 議事録署名委員の決定 (11番 岡田 龍男、12番 奥田 国雄)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 令和3年度農作業標準労働賃金の協定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について

議案第5号 大山町農業振興地域整備計画の変更 (一部除外) について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

議案第8号 大山町農業経営基盤強化促進基本構想の一部変更について

議案第9号 大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について

8 その他

- (1) 定例農業委員会の日程について
- (2) 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について
- (3) オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」の動画配信について
- (4) 農業者年金の加入促進について
- (5) 委員報酬の振込先口座について
- (6) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	齋 木 貴 敬
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山根江利子

10 農林水産課職員

課長補佐	小 倉 祥 司
------	---------

1 1 会議の概要

事務局 それでは、議長のご挨拶で会のほうを始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 あけましておめでとうござひます。本年もよろしくお願ひいたします。
皆が元気でコロナがないということで出席いただいて、今日のところは1人欠席で、あとはちょっと遅れてくるというようなことになっておりますが、そういう病気でいるという状態ではござひませんので安堵しているところでござひます。色々コロナも西部のほうでは非常に状態が良くないというようなことで、自肅してくださいというようなことになっておりますが、気を付けながらやっていかないけんし、思わん雪でですね、境のほうのネギが中海テレビのほうに出て、なかなか葉っぱが折れて製品がちよつと損をしとるというようなことにもなっておりますが、今のところは、みんな葉物の上のほうが埋まってしまつとって、どうなのか分からんというようなことになっておりますが、果樹のほうでは枝が裂けたとかはないようござひますので、無事に剪定もしようとしとるということで、今頑張っておられるというような感じござひます。それなりの雪もありましたけども、何とか乗り切つて行ってですね、農業委員会としても対応しながら、農地の貸し借りも段々増えてきとりますので、また協力のほどよろしくお願ひします。

今日はたくさん協議事項がござひますので、簡単に、始めにあたつての挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、今日は推進委員の6番さんが欠席でござひます。あの方には遅れてくるということで報告がござひましたので、そのうちに出席されるということになっておりますのでよろしくお願ひいたします。27名の出席でござひますので、この会が先に進むことを承認いたします。

議事録署名委員の方でござひますが、11番委員さん、12番委員さん、一つよろしくお願ひいたします。

議長 それでは会務報告を、事務局、ご説明をお願ひいたします。

事務局 【会務報告】

- (12月10日) ・農政部会について。
- ・定例農業委員会について。
- (12月23日) ・大山町人・農地チーム会議について。
- (12月25日) ・大山地区農業相談日について。
- (1月5日) ・中山地区農業相談日について。

(農委1番委員、15時09分着席)

議長 どうも、ありがとうございました。

議長 それでは議案に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

1番、〇〇、畑が3筆、合計2, 364㎡、譲渡人、□□□□□さん、譲受人、◇◇◇◇◇さん。1反当たり※万円の売買です。番号2番、〇〇、田、1筆、2, 050㎡、譲渡人、□□□□□さん、譲受人、◇◇◇◇◇さん。こちらは親子間の贈与となっております。

2件とも、3条の要件を満たしております。事務局からの説明は以上になります。

議長 それでは、現地確認委員を1番については推委8番委員さん、よろしく願いいたします。

推委8番委員 はい。8番です。今日、午前中に現地確認のほうに行ってまいりました。この3筆ですけれども、場所は△△△の△△△△がありますけれども、あれの近くでありました。元々は遊休農地とお聞きしていたんですけれども、現地確認に行きましたところ、□□さんのほうが、もうこの場所をきれいにしておられまして、いつでも使用できるような状態になっておりました。これに従って、皆様の決議をお願いいたします。

議長 続けて行きます。2番の現地確認を推委14番さん、よろしく願いします。

推委14番委員 はい。14番です。午前中に現地確認に行ってまいりました。この2番は親子間の贈与ということでして、管理されていましてことを報告します。審議のほう、お願いします。

議長 1番、2番についてまとめて質問をお願いいたします。

質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第2号、非農地証明願について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求めます。

番号1番、〇〇、田2筆、●●さん。事由は平成16年に転用許可を受けコンビニエンスストア用地となっているということで伺っております。次のページに位置図を付けております。以上です。

議長 これについて、現地確認の推委8番委員さん、よろしく願いいたします。

推委8番委員 はい、お願いいたします。場所はここにもありますように、◎◎◎◎のコンビニ

ニエンスストアでした。土地は今の建物と、その一部は駐車場ということでした。ここにもありますように、転用許可はもう受けておられるということだったんですけども、登記のほうはまだされてないということで、登記上に、もう一度皆様方の証明が必要ということで、併せて追加でこれの証明をよろしくお願ひしますということでした。よろしくお願ひします。

議長 現地確認のご説明がございました。何か質問、ございませんでしょうか。
(農委4番委員、挙手)

はい。農委4番委員さん。

農委4番委員 今回、転用許可が既に出ているということですけども、であれば、後は転用した後に本人さんが現地確認の申請っていうか申し出があつて、農業委員会事務局が見に行つて転用になっておれば、それで登記ができる本来システムだと思つてますけども。改めて非農地証明願ひっていう行為は必要ないじゃないでしょうか。

議長 事務局、その辺について経緯をよろしくお願ひいたします。

事務局 はい。転用のほうなんですけれども、●●さんから◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎さん、◎◎◎◎さんのほうが譲受人ということで許可を当時受けられました。何故、今になって非農地証明願ひかと言いますと、その許可証をもう既に紛失されてしまつて、更に登記の地目変更を●●さんのほうに早くしてくれと迫られたそうです。ちょっとそれは余談なんですけれども。保存年限も過ぎてしまつて許可証が無いというところで、非農地証明願ひのほうで対応という形を今回は取らせていただくことにしました。以上です。

議長 農委4番委員さん。

農委4番委員 はい、承知しました。

議長 他に質問ございませんでしょうか。

ないようですので、承認されます方は挙手をもつてお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第3号、令和3年度農作業標準労働賃金の協定について、事務局、ご説明をお願ひいたします。

事務局 はい。失礼します。

議案の4ページでございますが、議案第3号、令和3年度農作業標準労働賃金の協定について、ということで、下のほうに書いてありますが協定案審議の経過ということで、先ほど会務報告でもいたしましたけど12月10日に農政部会を開きまして、その結果はですね、その横に(案)ということで載せておりますけども、全部据え置きということで農政部会のほうでは結論が出ております。その理由としましては、昨年度、2年度に消費税増税ということで、8%から10%に上がったということで、その分、価格を上げたという経過がございます。その後、近隣の市町と比べても、そんなに開きはないということで、

あと、変える要素もないということで全ての単価を据え置きするというので、提案をさせていただきます。以上でございます。

議長

これについて何か質問なり、これはどうかということがあるればお願いいたします。昨年上げたばかりなんで、また続けて上げるっちゃうわけにいかんというので会議の中で話をいたしまして、据え置きという形でございます。質問がなければ、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

議案第4号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について。このことについて、審議を求めます。

こちらの別段の面積の説明につきましては、前回の農業委員会のほうでプリントのほうを配らせていただいた内容になっております。そこでこの度、区域といたしまして、御来屋20アール、田中・押平・中高30アール、それ以外については50アールということで挙げさせていただいております。こちらの数字、面積につきましては、今までどおり昨年同様ということでしてございまして、8ページまでにつきましては、この設定される区域内について、耕作されている世帯の耕作面積の分布図になっております。その中で基準を全て満たしてございましたので、前回と同様の面積をご提案させていただいております。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

今、事務局のほうからご説明ございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

これまでとずっと変わっておりませんので、表になつとるのを見てもそんなに変わってませんので、このままでいいんじゃないかなと思っておりますが、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

議案第5号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第5号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。ということで、9ページの右側に、町長部局から届いておる文書がきてございまして、内容としましては、農業振興地域の農用地のエリアを除外させていただきたいという内容になっております。

場所につきましては次のページ、10ページ、11ページのほうに位置図を載せさせていただいてございまして、場所は〇〇ということになっております。

12ページに、平面図、配置図ですね、13ページのほうに立面図、続きまして14ページに排水計画ということで、内容につきましては、農家住宅と農業倉庫が一体になっているような形になっています。上の部分が住宅で、左側の下については、これくっついているんですけど、農業用の倉庫、その他の敷地については駐車場ですとか肥料資材置場ということで伺っております。

こちら数か月前にございました〇〇のスケートボード場の転用の件と一緒に、こちらの農業振興地域の農用地の除外が済みますと、大体4か月後ぐらいに、農地法第5条の転用の申請が上がってくる案件になりますので、審議のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 現地確認の推委14番委員さん、よろしくお願ひいたします。

推委14番委員 この件は、田んぼの一面に宅地を建てて住まいにするというような計画だそうです。下水排水も完備してありますので、審議のほうよろしくお願ひします。

議長 今、現地確認のご説明がございました。何かご質問ございませんでしょうか。質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

(農委2番委員、15時31分着席)

議長 今説明ございましたが、何かご質問ございますでしょうか。

質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認をいたしました。

(農林水産課補佐、着席)

議長 議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上になります。

議長 番号5番と8番を除いて、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、5番と8番を除いて賛成の方は挙手をもってお願ひいた

します。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

農委8番委員さん、ちょっと(議事参与の制限のため)退室してください。

(農委8番委員、退室)

番号5番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委8番委員、入室)

番号8番の推委12番委員さん。一つ、(議事参与の制限のため)退室してください。

(推委12番委員、退室)

番号8番について、何かご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、8番について賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委12番委員、入室)

議長 議案第8号、大山町農業経営基盤強化促進法基本構想の一部変更について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。これにつきましては前回のご意見等を踏まえまして、最終的に修正されたものがきております。その変更点について、農林水産課の補佐のほうから説明をお願いしたいと思います。

農林水産課補佐 はい、失礼をいたします。農林水産課の▽▽です。よろしく願いいたします。

先月の委員会の中で、ご意見をいただきましたので、若干、いろいろチーム会議ですとか、農協さんですとかと協議といいますか話もさせてもらって、若干ですけど変えて修正を加えております。

まず、ご意見をいただきました推委3番さんのアグリマイスター制度についてはですね、表現としてなかなか前面に出てきづらいところもございますが、実質的な活動も行っていただいておりますので、引き続いて、アグリマイスター制度ということに関しては、ご協力をお願いしていくという考え方でございます。

また、農委13番さんのほうからいただきました、労働力の確保ということもございますが、これについては、個別の経営のこともございますし、町のほうで、今のいわゆる農業版の要はハローワークというものを、実はちょっと検

討を始めておりまして、今後そういったことを農林水産課内でちょっと協議をしていくというような形になろうかと思えます。

また、知識の研さんとか研修制度でございますが、これについては普及所ですとか農協が、そういう制度を設けて研修を行っているということでございましたので、そこについて周知なり啓発活動ということで取り組みをしようというふうにしております。

そういったところを踏まえまして、今回お配りをさせていただいたところ、議案のほうとしてお配りをさせていただいたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長 今の一部改正、変更ということについてですが、何かこれについて、ご質問がございましたら。

(推委3番委員、挙手)

はい、推委3番委員さん。

推委3番委員 前回とはちょっと別なことになるんですけども、ページ数が書いてないけど、年間農業所得の目標が、一人当たり350万円って、これまでも書いてあって、どういう営農類型なんだろうかなあと考えておりましたら、このたび資料がくっついておりまして、それを見るんですけども、これはどうもはっきりは書いてないけど、世帯当たりの農業所得ですよ、営農類型に書いてあるのは。

農林水産課補佐 はい。

推委3番委員 やっぱりそうかっちゅうか、どこか書きもんとしてね、何か矛盾しとらへんかいなと思って。基本構想で、一人、従事者一人当たり350万円以上目指していくんだというふうにしなごら、営農類型では、二人三人の労働力があっても300万円程度の農業所得ですよ、ということになつとる点について、何か説明をお願いしたいと思えます。

議長 それについての説明を、ちょっとお願いいたします。

農林水産課補佐 すみません、ちょっと。

すみません、ちょっと休憩させてください。

議長 質問について、その他の部分でちょっと進めていくという形で。ちょっと、何かほかの分野のところでご質問があれば。

農委13番委員 はい。

議長 はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 13番です。一番後ろのほうに、モデル類型ということで、数字が非常にそれぞれの類型によって書いてありますけど、先ほどの話にありました私も前回は要望しておりました、農業版のハローワークを今検討中ということでございますが、まず、このモデルを見た限りではですね、果樹のリンゴ、それからブルーベリー、芝、それから肉用牛以外の類型については、酪農については酪農ヘルパー、それ以外の類型については繁忙期の臨時雇用というのが全部載っております、繁忙期の臨時雇用というのは非常に求められているというこ

とはこれからも分かるわけです。従いましてですね、只今検討中ということですが、この繁忙期の雇用については、例えば役所でしたら、土日祭日が休みですよね。やっぱり農業については、そんな土日祭日とか、そういったことに構っておられません。ですから、前もってですね、繁忙期の臨時雇用についてはいろんなモデルによってそれぞれの違いがあると思いますが、なるべくですね、それぞれのものに沿ったような形で、具体的な、何ていうんですかね、アクションプログラムというんですか、そのスケジュールに沿った、この臨時雇用の作り方っていうんですか、それを是非ともですね、具体的な形で、何年か先には、それが実現できるように、是非とも何らかの形で実現をしていただきたいなと思いました。よろしく願いいたします。

それからもう1点、これはちょっと文字のことなんで、大したことじゃないですけど、1ページ目のところの、上から12、3行目のところに、「としての、としての、」というのがありますので、これちょっと削除されたらいいと思います。以上です。

農林水産課補佐 はい、ありがとうございます。ハローワークの件についてはですね、実はちょっと農協さんのほうとの何ていうんですか、動きもあるようでして、その辺も見極めながら協議をしていくっていいですか、作られていくのかなと思っています。〇〇町のほうでそういう事例があるんですけど、うまくいくところといていないところと様々な要因があるようですので、そういうところも見ながら、ちょっと時間が掛かるかもしれませんが、ちょっとそういう方向で進めていきたいなというふうに思っています。

議長 農委13番さん。それについて、今の質問の答弁がありました。どうですかいね。

農委13番委員 できるだけ早く、時間を切ってください。

議長 なら、それでよろしいですか。

農委13番委員 はい。

議長 他にございませんでしょうか。

農林水産課補佐 すみません。先程の推委3番さんからの分ですが、非常にちょっとお答えしづらいんですけど、ここの内容については、いわゆる鳥取県版の方針も参考にさせてもらっているところもございますので、またちょっと改めて確認して、個別になろうと思いますが、お知らせさせてもらえればと思います。というのが、スケジュール的にちょっと今月中ぐらいなものになろうかと思っておりますので、また改めてちょっとお答えさせていただければと思います。すみません。

推委3番委員 すみません。改めてって言いますより、何て言いますかね、なかなか畜産とか何とかで、特別でない限り、普通の営農類型で一人350万円というのは、正直ハードルが高いかなと思っていまして、がいに無理せんように一世帯で350万でも400万でもっていうほうが、実現可能ですし正直かなというふうに思いましたが、その点はいかがでしょうか。

議長 どうですかいな、今の質問について。

認定農家の審査のときには、一世帯の中でのね、350万とかっていう形で出しておりますが、認定農家の申請はね。その人は認定農家にしますよということになってますんで、一人当たりの所得では認定農家の場合はないわけでして、あくまでもその世帯の中での所得という形でやっているということで審査はきとりますので、その辺のかみ合わせもありますので、少しちょっと、確かに一人当たりにすると、ちょっと難しいなというハードルも出てくるのかなということもありますので、まあ、ちょっと検討して、それなりにまた答弁をお願いしたいと思います。

農林水産課補佐　　ちょっと内容、この表現といいますか、考え方といいますか、確認をとってですね、その一世帯当たり、という表現に変えられるものであれば変えれますし、ちょっと考え方をもう少し、もう一度、何て言いますか、確認を取らせていただきたいなと思います。すみません。

推委3番委員　　はい、分かりました。

(農委4番委員、挙手)

議長　　はい、農委4番委員さん。

農委4番委員　　今の件のことですが、基本的には一世帯なり一経営体という考え方で作ってあって、従来からずっとそれできている。表現として、主たる従事者一人当たり概ね350万円以上っていうふうに書いてあるものの読み方の問題だと思うんですけども。いわゆる家族経営なり一経営体ということが主体で、その考え方で数字は載っているんで、この表現の仕方が全国的なもので恐らくずっと同じ表現が使っているんで解釈の仕方なのかなというふうに思うんですけども、これは非常にぱっと見たときは一人っていうほうが優先っていうか目立ってしまうんですけども、この表現全体を主たる従事者一人当たりって言い方の部分を、一経営体の経営主の部分という読み方でいけるかどうか、その表現の仕方の問題ではないかなと思うんですけど。

農林水産課補佐　　はい。そこら辺については、少し確認を取りたいと思います。

議長　　一人当たりということが、その文章の中に浮上してるんで、一世帯当たり以上っていう形のほうが見やすいかな、みんな理解しやすいのかな。以上は何ぼでも儲かるわけですから、最低限これ以上は頑張ってくださいよって意味でないかなと思うんで、その辺が。

農林水産課補佐　　表現として、一経営体当たりという考え方でいいとは思いますが、たまたまこういうふうに一人当たりになってしまっておりますので、そこら辺については、一経営体当たりという形で、表現をちょっと変更しようと思います。はい、すみません。

議長　　ほかに何かご質問はございませんでしょうか。

農委13番委員　　すみません。

議長　　はい、農委13番さん。

農委13番委員　　ちょっとこれは質問なんですけども、これは途中経過っていうのはチェックされることはあるんでしょうか。

農林水産課補佐 実はこれ、10年間の構想なんですけど、だいたい5年に1度当たり見直しをするようになっていきます、経過的に。

農委13番委員 とりあえず作っただけで、途中のチェックは何もないってことですか。

農林水産課補佐 今までは、そういうのは無かったようです。

農委13番委員 何か作っても魂が入ってないみたいな感じで。結局は良いのを作られても、途中チェックして、これを達成するような形でされたほうがええと思いますけどな。

議長 今度は事業するとき、これがベースになって、申請したりなんかする形じゃないかなと思うんで。ある程度、新たな年度に合わせて、やっぱり5年だ何年だに合わせて、ちょっとチェックしないと、10年で絞っていくと、事業をするときの申請の仕方がですね、その基準に合った形に合わないのか合っတာのかということがあるんで。その辺が、事業関係の絡みがありますので、その辺やっぱりちょっと検討しておいてほしいなと思いますけど。

農林水産課補佐 はい、分かりました。

議長 農委13番さん、それでいいでしょうか。

農委13番委員 どうしようもないな、そんなら。

議長 うちらち現役中には、3年間に一遍つちゅうわけにはいかないというような話になっております、ということですね。たまたまこれ今年に作ったら5年後ぐらいにまた見直しをするということで考えておられるというようなことでございます。10年間なんていったら、ちょっと時代がガラッと変わってきますんで、やっぱり5年単位で見直しというのがやっぱりせないけんのかなと思います。ほかに何かご質問ありませんでしょうか。

なければ、これについての、一応案をですね、承認したという形で進めていいでしょうか。

賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。どうも、ありがとうございました。

(農林水産課補佐、退室)

議長 続きまして、大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について、ご説明を事務局お願いいたします。

事務局 はい、失礼します。議案第9号、大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について、ということで審議を求めるということでございます。

これも前回の委員会で、ご説明させていただきまして、ご意見等をいただきました。それを踏まえたといいますか、私の数字の見方が間違っていたところがありまして、5ページをご覧くださいと思います。

前回から変更した点がですね、5ページ、一番最後の5ページの(1)新規参入の促進目標の令和5年4月の目標数値でございます。これを12経営体、

毎年2人増やしていくんだということで12経営体に修正をしております。一人当たり、3ha増していきたいということで、令和5年の4月の目標を30.0haと、この二つの数字を修正しております。その他は前回のとおりでございます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 今、事務局から説明がございましたが、何かこれについて質問ございませんでしょうか。

では、質問のほうはないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 それでは、報告事項に入りたいと思いますが、報告事項については、あんまりないというようなことを事務局から聞いておりますので、次に進めさせていただきます。

議長 それでは、その他についてですが、2月の10日、水曜日、午後3時から中山改善センターで行いますので、これについてどうでしょうかいな。これまで計画しとりました農業会議から来て、いろいろと勉強会するという件については、コロナの関係が出ておりますのでちょっと自粛しようということで、大山町自体があまりよそから来て会合も止めてごせと聞いておる部分がございますし、全国的に問題になって大騒ぎしとるわけですので、ちょっと研修とかは延期させてもらうという形になりますので、よろしく願いいたします。なら2月10日、3時からで、これについてよろしいですな。どうも、よろしく願いいたします。

議長 その他について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 【その他】

- ・「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について。
- ・オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」の動画配信について。
- ・農業者年金の加入促進について。
- ・委員報酬の振込先口座について。

(農委13番委員、挙手)

議長 はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 この度ですね、大山町人・農地担当チーム会議の概要報告ということで、こういう詳しいパンフレットを作っていただいて、非常にありがたいと思っております。

農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」ということの中

に、いっぱいですね農業委員会として、何か、連携を図りながらとか、そういう項目がいっぱい出てきておまして、情報を共有するとかってというのがいっぱい出てくるんですが、そういうことの一環としてこういう形で書いていただいたんだろうと思いますが、本当はこの時に言えば良かったんですけども。やっぱり農業委員会が主体となってこの最適化を進めていくに当たってですね、大山町農業委員会は、こういう形でやるんだっていうのをですね、最適化の具体的なものを本当は入れたかったんですけど、ちょっともうこれで終わってしまったんであれなんですけど、その中で、ちょっとすみませんが、この概要報告の中のところで、人・農地プランの取り組み状況についてということで、町内全域120集落のうち、工程表を作成した56集落ということになってますけど、この辺の選別っていうか、どういう形で、これが進められとって、どこどこが対象になってなかったのかというのがあればそれを教えてもらおうとですね、やってないところについては、ここはやってないんだと。そこについて、集中的にっていうか、重点的に取り組んでいかなきゃいけないなということも思うんですけど、その辺のところを後でですね、ちょっと教えていただければと思います。こういうことに関して、オンラインセミナーで、その具体的な取り組み方法についてのレクチャーみたいなんが入っているみたいなんで、それを参考にしながら、是非ともですね、特にこの中にあった水田の担い手が先々見込みがなかなかないというところについては、特にですね重点的に取り組んでいかなきゃいけないと思いますので、この工程表を作成した56集落、されなかったところっていうのはもう既にしとられてされなかったのか。それとも、どういう場合でその56はあったのか、ちょっと教えてもらえればなと思います。

議長
事務局

事務局、いいでしょうか。
はい、失礼します。この56集落のことですが、その経過なりですけども、すみません、私も正確に把握はできておりませんが、アンケートについては恐らく各集落に、こういうものをしませんかということで、ご案内は全集落なのかちょっと分かりませんが、させていただいているかとは思いますが、その内で、工程表を町のほうで作成したのが56集落で、アンケートが20集落ということで、ちょっとこれについて、また改めてですね、農林水産課の担当と話しているんですけども、ちょっと機会を設けて、人・農地プランの取り組みについて、進捗状況なり今後の取り組みについて、研修といいますかそういった場をちょっと設けさせていただきたいと思いますので、ちょっと3月に農地最適化の活動について、県の職員に来ていただいて予定してるんですけども、ちょっとそこで時間があればそこにしたいなと思ってましたけど、時間がなければちょっとそのあとになるかもしれません。先ほど言いましたように、ちょっと〇〇と〇〇〇で進みかけていましたけれども、そういった集落で進んでくる場合に、その担当地区の委員さんにつきましては、もちろん参加なり、ご協力をいただきたいというのがありますし、その前にちょっと委員さんも変わってますので3年に1回の任期改選で。研修をしたいなというふうに

考えています。ちょっと、すみません。

農委13番委員 よろしくお願ひします。

事務局 はい。

議長 ちょっと気になるのが、農政部会と農地部会がありまして、農政部会である程度はそういうことも、どの部分を重点的にやっていくんだということを、ある程度は把握しながらですね、全部の農林水産課の話をですね、こっち側で受けてやるわけがございませんので、農業委員会はそういうところではございませんので、どういう形で諮問して行ってこれを推進してほしいというようなことを、やはり農政部会としてのやり方をやっていかないと、一人わてが、これだっていう話をですね、持っていったってままとまっていけないし、何を推進していくんだということの目的を農政部会としてやはり審議して、ある程度絞っていくということもやっぱり大事じゃないかなということで、やはりそうしないと、携われない部分についても、常に情報情報という形でいくと、本当に情報だけが増えてしまって、農業委員会としての持って行き場所は、一体何を、とりあえずは目的を、この分を絞っていかうかというようなことをですね、やっぱり農政部会で検討してみんなで話をして進めてほしいなということもございしますので、その辺を少し農政部会のほうでやっぱり検討しながらお願ひできればなと思っておるところでございます。農政部会、一つよろしくお願ひしたいと思っておりますので。そうしないと、執行権がないわけですからうちとしての。諮問をしていくしかないんで、農業委員会としては。

農委13番委員 そんなことはない。

議長 だけ、予算がないわけですから、それについての絞り方、これをやっていくんだということの、やっぱり、その辺をみんなでもとまっていけるための段取りをしていかないと、というふうに思っています。

農委13番委員 農業委員会というのは農地の最適化を進めていかないとかんわけですから。全部諮問だけの問題じゃなくて、そういうことも今頃は求められてるわけですから。

議長 それを委員会としてまとめて、そしたら掘り下げて、その話も聞けるし、それから対応できるんじゃないかということで、一人の意見の話を皆で聞いてとって、どうだこうだって話しとったって前に進まないというのが現状でないかと思うんで。もう少し、農政部会としての活動はきちんとやってほしいなど。農地部は農地部で集まって会議されとるわけですし、農政部は何もしないでっていうことでなくしてですね、今年目標は一体何を目的として、これやっていかいやと。どこどこのやつが、調べて情報が欲しいよということで、それを上手く利用して、あんたのところの部落は何かできらへんかいなというような話をですね、進めていけるような指導力を持ってほしいなと思っております。他にご意見ございましたら。

なければ、これをもちまして1月の定例農業委員会を終了させてもらって、ようございますでしょうか。どうも、ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 岡田 龍男

議事録署名委員 奥田 国雄

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。